

# 資料編

## 1 策定の経過

年月日	内容
令和4年 11月1日から 11月17日まで	「刈谷市高齢者等実態調査」の実施（事業所向け）
令和4年 令和5年 12月7日から 1月10日まで	「刈谷市高齢者等実態調査」の実施（市民向け）
2月10日	令和4年度 第4回刈谷市介護保険事業計画・刈谷市高齢者福祉計画懇話会
5月26日	令和5年度 第1回刈谷市介護保険事業計画・刈谷市高齢者福祉計画策定部会
6月20日	令和5年度 第1回刈谷市介護保険事業計画・刈谷市高齢者福祉計画懇話会
6月	関係各課に対する庁内ヒアリングの実施
8月21日	令和5年度 第2回刈谷市介護保険事業計画・刈谷市高齢者福祉計画策定部会
9月14日	令和5年度 第2回刈谷市介護保険事業計画・刈谷市高齢者福祉計画懇話会
10月19日	令和5年度 第3回刈谷市介護保険事業計画・刈谷市高齢者福祉計画策定部会
11月7日	令和5年度 第3回刈谷市介護保険事業計画・刈谷市高齢者福祉計画懇話会
令和5年 令和6年 12月1日から 1月4日まで	パブリックコメントの実施
1月11日	令和5年度 第4回刈谷市介護保険事業計画・刈谷市高齢者福祉計画策定部会
1月29日	令和5年度 第4回刈谷市介護保険事業計画・刈谷市高齢者福祉計画懇話会

## 2 懇話会

### (1)設置要綱

刈谷市介護保険事業計画・刈谷市高齢者福祉計画懇話会設置要綱

(設置)

第1条 刈谷市介護保険事業計画及び刈谷市高齢者福祉計画に関し、市民の意見を反映させ、公正・中立性を確保した地域包括支援センター（以下「センター」という。）並びに地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス（以下「地域密着型サービス等」という。）の適正な運営を確保するため、刈谷市介護保険事業計画・刈谷市高齢者福祉計画懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 刈谷市介護保険事業計画及び刈谷市高齢者福祉計画の策定、推進及び見直し
- (2) 介護保険に関する苦情等
- (3) センターの設置等に係る事項の承認
- (4) センターの運営及び評価
- (5) センターの職員の確保
- (6) 刈谷市が行う地域密着型サービス等の指定
- (7) 刈谷市が行う地域密着型サービス等の指定基準及び介護報酬の設定
- (8) センター及び地域密着型サービス等の運営を確保するため、その他市長が必要であると判断した事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 介護経験者
- (5) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 懇話会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、懇話会の会議の議長となり、議事を整理する。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、福祉健康部長寿課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年12月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 平成23年1月28日に新たに委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成12年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## (2)委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属等
会長	塚本 鋭裕	学識経験者
	世古口 凡	刈谷医師会会長
	宮田 泰	刈谷市歯科医師会会長
	福島 恵子	刈谷市薬剤師会代表
	浅田 幸子	刈谷豊田総合病院代表
	日下 明子	刈谷市民生委員・児童委員連絡協議会代表
	杉浦 芳一	刈谷市社会福祉協議会会長
	奥坂 利美	社会福祉法人観寿々会代表
	二宮 いずみ	社会福祉法人長寿会代表
	角岡 裕子	刈谷ケアマネ連絡会会長
	長谷川 秀子	介護経験者
	谷口 京子	介護経験者
	野村 定利	刈谷市いきいきクラブ連合会会長
	高橋 優	公募委員
	近藤 信行	公募委員

### 3 用語説明(介護保険サービス)

区分	サービス名	サービス内容
居宅 (介護予防) サービス	訪問介護	日常生活に支障のある要介護認定者を対象に、介護福祉士や訪問介護員（ホームヘルパー）が自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や、調理、洗濯、掃除などの生活援助を行います。
	訪問入浴介護・介護 予防訪問入浴介護	居宅の浴槽で入浴が困難な人を対象に、利用者の自宅を訪問し、簡易浴槽を使用した入浴介助を行い、心身機能の維持などを図ります。
	訪問看護・介護予防 訪問看護	医師の指示に基づき、看護師等が利用者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話または必要な診療の補助を行います。
	訪問リハビリテーシ ョン・介護予防訪問 リハビリテーション	医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士等が利用者の居宅を訪問し、利用者の心身機能の維持回復及び日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。
	居宅療養管理指導・ 介護予防居宅療養管 理指導	居宅で療養していて、通院が困難な利用者へ医師、歯科医師、薬剤師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導、助言等を行います。
	通所介護	食事、入浴、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等を日帰りで提供し、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族の負担軽減を図ります。
	通所リハビリテーシ ョン・介護予防通所 リハビリテーション	介護老人保健施設や診療所、病院等の医療機関で、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行い、心身機能の維持回復を図ります。
	短期入所生活介護・ 介護予防短期入所生 活介護	介護老人福祉施設等に短期間入所している利用者に対して、食事、入浴、その他日常生活上の世話や機能訓練等を行い、利用者の心身機能の維持と介護する家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。
	短期入所療養介護・ 介護予防短期入所療 養介護	介護老人保健施設、介護療養型医療施設などへ短期間入所している利用者に対して、医師や看護職員、理学療法士等による介護、機能訓練などを行い、利用者の心身機能の維持と介護する家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。
	特定施設入居者生活 介護・介護予防特定 施設入居者生活介護	介護保険の指定を受けた有料老人ホームや養護老人ホーム、軽費老人ホームなどに入居している利用者に対し、入浴、排せつ、食事などの介護、生活などに関する相談、助言、機能訓練、療養上の支援を行います。
	福祉用具貸与・介護 予防福祉用具貸与	心身の機能が低下し、日常生活に支障がある人を対象に、日常生活上の便宜や機能訓練に役立つ福祉用具（車いす、特殊寝台、歩行器など）を貸与します。
	特定福祉用具販売・ 特定介護予防福祉用 具販売	福祉用具のうち、入浴や排せつ関連の用具（腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具など）を販売します。
住宅改修・介護予防 住宅改修	在宅生活をしている人が住み慣れた自宅で生活を続けられるよう、手すりの取り付け、段差の解消などの小規模な住宅改修を行います。	

区分	サービス名	サービス内容
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。1つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供する「一体型」と、訪問介護を行う事業者が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型」があります。
	夜間対応型訪問介護	夜間に、定期的な巡回による訪問介護サービス、利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスを行います。
	地域密着型通所介護	日中、利用定員18人以下の小規模の老人デイサービスセンター等において、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供し、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。
	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	デイサービスセンターなどにおいて、認知症の高齢者を対象に、通いでの入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練等を行います。
	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	通いのサービスを中心に、利用者の希望等に応じて、訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の世話、機能訓練を行います。
	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症の高齢者が、少人数での共同生活を行います。入居している利用者に対して、入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練などのサービス提供を行います。
	地域密着型特定施設入居者生活介護	介護保険の指定を受けた入居定員が29人以下の有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等で入居している利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話をを行います。
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が29人以下の介護老人福祉施設への入所者に対して、入浴・排せつ・食事などの介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話をを行います。
	看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ、1つの事業所が一体的にサービスを提供します。現在は、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の組み合わせが提供可能サービスとして定められています。
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	ねたきりや認知症等で、常に介護が必要で自宅での生活が難しい人（原則として要介護3～5の人）のための施設です。入所により、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話等を行います。
	介護老人保健施設	入所者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復帰を目指す施設です。
	介護医療院	「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。要介護者に対し、長期療養のための医療と、日常生活上の世話（介護）を一体的に提供します。
	介護療養型医療施設	急性疾患の回復期にある人や慢性疾患を有する人のために、介護職員が手厚く配置された医療機関（施設）です。
居宅介護支援・介護予防支援	居宅介護支援は、要介護認定を受けた人が適切に介護サービスを利用できるよう、介護支援専門員が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿ってケアプランを作成し、様々な介護サービスの連絡・調整等を行います。また、介護予防支援は、要支援認定を受けた人に対し、介護予防プランの作成や、サービス事業所との連絡・調整等を行います。介護予防プランは、地域包括支援センターが作成します。	

## 4 用語説明(五十音順)

### あ

#### ICT (アイシーティー)

Information and Communication Technology の略。IT (情報技術) に、コミュニケーション (通信、意思疎通) の概念を加えたものであり、ネットワーク通信により知識や情報を共有する技術のこと。

#### アセスメント

問題解決のための援助活動に先立って行われる総合評価、または初期・事前評価のこと。介護分野では、介護サービス利用者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、援助活動に先立って行われる一連の手続きをいう。

#### 医療的ケア

人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為。

#### AI (エーアイ)

Artificial Intelligence (人工知能) の略であり、人間の知的能力を模倣する技術のこと。

#### えんじょネット刈谷

医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、介護支援専門員などが、在宅医療・介護対象者の情報共有を支援するインターネットを活用したシステム。

#### オーラルフレイル

老化に伴う様々な口腔の状態(歯数・口腔衛生・口腔機能など)の変化に、口腔健康への関心の低下や心身の予備能力低下も重なり、口腔の脆弱性が増加し、食べる機能障害へ陥り、さらにはフレイルに影響を与え、心身の機能低下にまでつながる一連の現象及び過程のこと。

### か

#### 介護サービス

要介護認定で要介護1から5と認定された人が利用できるサービス。日常生活を送ることが困難であり、介護が必要な人を支援することを目的としたもの。

#### 介護支援専門員(ケアマネジャー)

要介護(要支援)認定者からの介護サービスの利用に関する相談や適切な居宅サービス・施設サービスを利用できるようケアプランの作成やサービス事業者等との連絡調整を行う専門職のこと。

#### 介護助手

施設と直接の雇用関係にあり(有償ボランティアや委託業者の職員は除く)、介護職員との役割分担により、利用者の身体に接することのない周辺業務のみを担っている者のこと。

#### 介護予防サービス

要介護認定で要支援1、2と認定された人が利用できるサービス。要介護状態になることをできる限り防ぎ、自立に向けた生活が送れるように支援することを目的としたもの。

#### 介護予防ポイント事業

65歳以上の人が、サポーター活動を通じて自らの介護予防及び健康増進に積極的に取り組むことを支援する事業。市から指定を受けたデイサービスなどの介護施設で行ったサポーター活動に対してポイントが付与され、貯めたポイントを現金や寄付金に交換することができる。

#### かりや健康マイレージ事業

市民が生涯を通じて主体的に健康づくりに取り組むきっかけを作る事業。18歳以上が対象で、チャレンジシートの健康づくりメニューに取り

組みポイントを貯めると愛知県内の協力店の優待カードが交付される。

### 緩和基準通所型サービス

総合事業の介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスのうち、自立のための生活援助等を行う、人員や支援内容等を緩和した基準によるサービス。

### 緩和基準訪問型サービス

総合事業の介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスのうち、介護予防のための機能訓練等を行う、人員や支援内容等を緩和した基準によるサービス。

### 共生型サービス

高齢者と障害者が同一の事業所を利用しやすくするためのサービスのこと。対象となるのは、ホームヘルプサービス、デイサービス、短期入所のサービス。

### 業務継続計画（BCP）

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のこと。

### 軽費老人ホーム

60歳以上の人で身体機能の低下が認められ、または高齢のため独立した生活に不安が認められる人で、家族の援助を受けることが困難な人が低額な料金で利用できる施設。

### 権利擁護

自らの意思を表示することが困難な知的障害者や認知症高齢者等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

### 高額介護サービス費

要支援・要介護認定者が居宅サービスや施設サービスを利用して保険給付を受け、支払った自己負担額が一定額を超えた場合に支給される介護給付のこと。超えた分が払い戻されることにより負担が一定額を上回らないよう自己負担額の軽減が図られる。

### 高齢化率

総人口に占める65歳以上人口の割合のこと。

### 断らない相談支援

介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性に関わらず受け止める相談支援のこと。

## さ

---

### サービス付き高齢者向け住宅

各専用部分が一定の床面積・設備を有するバリアフリー化された建物で、ケアの専門家による安否確認・生活相談サービス等が提供される民間賃貸住宅。必要に応じて施設外のサービス事業所と契約して介護保険サービスを提供してもらうこともできる。登録・指導・監督は都道府県・政令市・中核市により行われる。

### 事業対象者

65歳以上を対象とした介護予防を行う介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）において、基本チェックリストを受け、生活機能の低下がみられると認定された人。

### 住宅型有料老人ホーム

有料老人ホームはバリアフリーなど高齢者が暮らしやすいよう配慮した住まい（個室）に、食事や介護、洗濯・掃除等の家事、健康管理などのサービスが付いた民間施設であり、介護付有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、健康型有料老



人ホームの3類型に分類される。そのうち住宅型有料老人ホームは生活支援のサービスが付いた高齢者向けの施設で、必要に応じて施設外のサービス事業所と契約して介護保険サービスを提供してもらうこともできる。

### シルバー人材センター

高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織。定年退職者など的高齢者に、そのライフスタイルに合わせた臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務を提供することで、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上、活性化を図っている。

### シルバーハウジング

高齢者の世帯が地域社会のなかで自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活を支援するため、福祉施策と住宅施策の密接な連携の下に、高齢者の安全や利便に配慮した設備・設計を行うとともに福祉サービスが適切に受けられるよう十分に配慮された住宅。

### 審査支払手数料

介護保険法では、介護サービス提供事業者が行ったサービス費用の請求に関する審査及び支払を都道府県国民健康保険団体連合会に委託して行うことができる。この委託料を審査支払手数料という。

### 生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣の影響を受けて発症する病気の総称。

### 成年後見制度

契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、取り消すことができるようにするなど、知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。

### 総合事業

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指す事業。

## た

### 団塊の世代

第二次大戦後、昭和22年から24年に生まれた世代のこと。

### 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

### 地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。①個別課題の解決、②地域支援ネットワークの構築、③地域課題の発見、④地域づくり、資源開発、⑤政策形成の5つの機能を有する。

### 地域支援事業

要介護・要支援状態になることを予防し、要介護状態となった場合でも、可能な限り、地域で自立した日常生活を営むことができるよう市町村が行う事業のこと。自立支援・重度化防止のためのサービスを提供する「介護予防・日常生活支援総合事業」、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携の推進を行う「包括的支援事業」、家族介護支援や介護サービス給付費の適正化を図る事業などを行う「任意事業」がある。

## 地域包括ケアシステム

住み慣れた自宅や地域で生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスを日常生活の場で適切に提供できる体制。

## 地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、介護予防のための支援、高齢者の虐待防止、権利擁護や地域の支援体制づくりなどを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関のこと。原則として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置することとしている。

## 地域密着型サービス

介護が必要となっても住み慣れた地域で暮らし、近くで介護サービスを受けられるように創設されたサービス。市区町村が主体となって、地域単位で適正なサービス基盤整備の計画を定め、地域の実情に応じた指定基準や介護報酬を設定することができる。なお、利用者は原則として市区町村の住民に限られる。

## チームオレンジ

認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みのこと。

## 調整交付金

保険給付で国が負担する25%のうち、20%は定率負担として交付されるが、残りの5%は要介護者の発生率が高い後期高齢者の割合や、所得段階構成比といった市町村の努力では対応できない第1号被保険者保険料の格差を調整するため、5%を増減し調整交付金として交付されるもの。

## デマンド交通

電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な

運行を行う公共交通の一形態。パソコンでデータ管理、配車情報 通信、運行計画作成などを実施するIT活用型と、パソコンを活用せず、タクシー無線での配車等を実施する非IT型がある。

## 特定入所者介護サービス費

所得が一定額以下の要支援・要介護認定者が施設サービスなどを利用した場合の食費・居住費等の負担を軽減するために支給される介護給付。

## な

### 日常生活圏域

市町村介護保険事業計画で市町村が定めるもので、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件を勘案して定めるもの。一般的には、小学校区、中学校区単位など地域の特性を踏まえて設定する。

### 認知症

色々な原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったために、様々な障害が起こり、生活するうえで支障が出ている状態(およそ6か月以上継続)のこと。

### 認知症カフェ

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症の人本人や認知症の人を介護している人が、情報交換や相談、交流ができる場として開催されるカフェのこと。

### 認知症ケアパス

認知症の人やその家族が、どこでどういったサービスを受けることができるのか、具体的なイメージを持つことができるよう、認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れを明確化し、提示するもの。

### 認知症サポーター

認知症に対する正しい知識とその具体的な対応方法等を理解して、認知症高齢者やその家族を

温かく見守る応援者として自分のできる範囲で活動する人のこと。

### 認知症初期集中支援チーム

専門医、保健師、看護師、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士などで構成され、家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うチーム。

### 認知症地域支援推進員

医療・介護等の支援ネットワーク構築、認知症対応力向上のための支援、相談支援・支援体制の構築等を行う人のこと。

## は

---

### 8050問題

高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯に係る経済的困窮や社会的孤立に起因する問題。

### ハラスメント

様々な場面でのいやがらせ、いじめのこと。相手の意に反する行為によって不快な感情を抱かせるもので、ハラスメントにはセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなど様々な種類がある。

### バリアフリー

生活環境において、高齢者や障害のある人が普通に生活することを阻んでいる障壁（バリア）を取り除くこと。

### PDCAサイクル

事業を計画（p l a n）、実行（d o）、評価（c h e c k）、改善（a c t）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していく手法のこと。

### 避難行動要支援者

要配慮者（高齢者、障害のある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人）のうち、災害が発生、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人で、円滑かつ迅速な避難の確保に特に支援を要する人。

## や

---

### ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どものこと。

### 養護老人ホーム

要支援・要介護認定を受けていない高齢者で、環境上の理由及び経済的理由により居宅における生活が困難な人が入所する施設。

### 要支援・要介護認定者

日常生活で、介護が必要な状態の軽減や重度化の防止のために支援が必要な状態にある人（要支援者）や、常時介護を必要とする状態にある人（要介護者）と認定された人。要支援者は要支援1、2に、要介護者は要介護1から要介護5までに区分される。

第9期刈谷市介護保険事業計画・刈谷市高齢者福祉計画

発行 令和6年(2024年)3月

発行者 刈谷市 / 編集 福祉健康部長寿課

〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

TEL:0566-62-1013

FAX:0566-24-2466